

障がい者の通所施設

「上三川ふれあいの家ひまわり」が開所しました



改修工事が完了した旧老人福祉センター

町の障がい福祉サービスの拠点として「上三川ふれあいの家ひまわり」が、4月1日に開所しました。

この施設は、在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の自立と社会参加を目指すとともに、その介護を行う家族等への支援を目的として計画され、旧老人福祉センターと旧福祉作業所を一体的に利用するための改修を行ったものです。

旧老人福祉センターは、今年3月で改修工事が完了し、障がい者に対応した施設へと一新いたしました。また旧福祉作業所は、パン工場の整備や店舗を併設するための改修工事を今年の秋ごろ予定しています。併設される店舗では、パン工房でつくられた手作りパンの直売を行う計画です。

施設の管理運営は、指定管理者である「社会福祉法人こがしの会」が行います。こがしの会はこれまでにも宇都宮市や真岡市などで障がい者の施設を運営しているため、それら施設との連携により、より充実したサービスが受けられるものと期待しています。



今年秋ごろ改修工事する旧福祉作業所

●ふれあいの家ひまわりの福祉サービス

障がい福祉サービス

○就労継続支援事業B型

通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行うサービスです。

働き方を一緒に考え、自立するためのお手伝いをします。

・サービス内容：軽作業、パン製造等の生産活動、就労へ移行するための支援

○生活介護

常に介護が必要な方に、施設において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。



看護師等専門家のアドバイスを受けながら、日常生活を支援し、働きがい、生きがいづくりにお手伝いします。

・サービス内容：入浴、排泄、食事等の介護、創作生産活動

○地域活動支援センター事業

余暇・文化活動により、生活のリズムをつけたり、働くための心の準備をする等、地域生活に適應するための支援を行います。

・事業内容：創作、生産活動、社会との交流促進、居場所の提供

○日中一時支援事業

障がいのある方に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。また、日常的に介護している家族の一時的な休息のための時間を確保し、負担を軽減します。

○相談支援事業

障がいのある方やその家族などが直面する問題や、希望する暮らしを実現するための様々な相談に応じ、必要な情報の提供やアドバイス、障がい福祉サ



ービス等を利用するための支援を行います。

・事業内容：障がい福祉サービスに関する相談、在宅生活上の困りごとに関する相談

●指定管理者

社会福祉法人 こがしの会

代表者 藤田 勝春

理事長

所在地 宇都宮市柳田町1401

番地

●ふれあいの家ひまわりの利用・お問い合わせ

ふれあいの家ひまわりの利用を希望される方又は利用を考えている方は、施設又は福祉課へお問い合わせください。



廃止となった施設

上三川ふれあいの家ひまわりの開所に伴い、上三川町障害者福祉作業所(ふれあい館)・障害児学童保育館(たけのこ)は、その機能をひまわりに移転したため3月31日に廃止しました。

▼問い合わせ先＝

・上三川ふれあいの家ひまわり ☎(38) 6821 FAX(38) 6841 (4月7日から利用できます。)

・福祉課 福祉人権係 ☎(56) 9128 FAX(56) 7493